

第6節 海外の動向

1

海外の情報通信市場¹

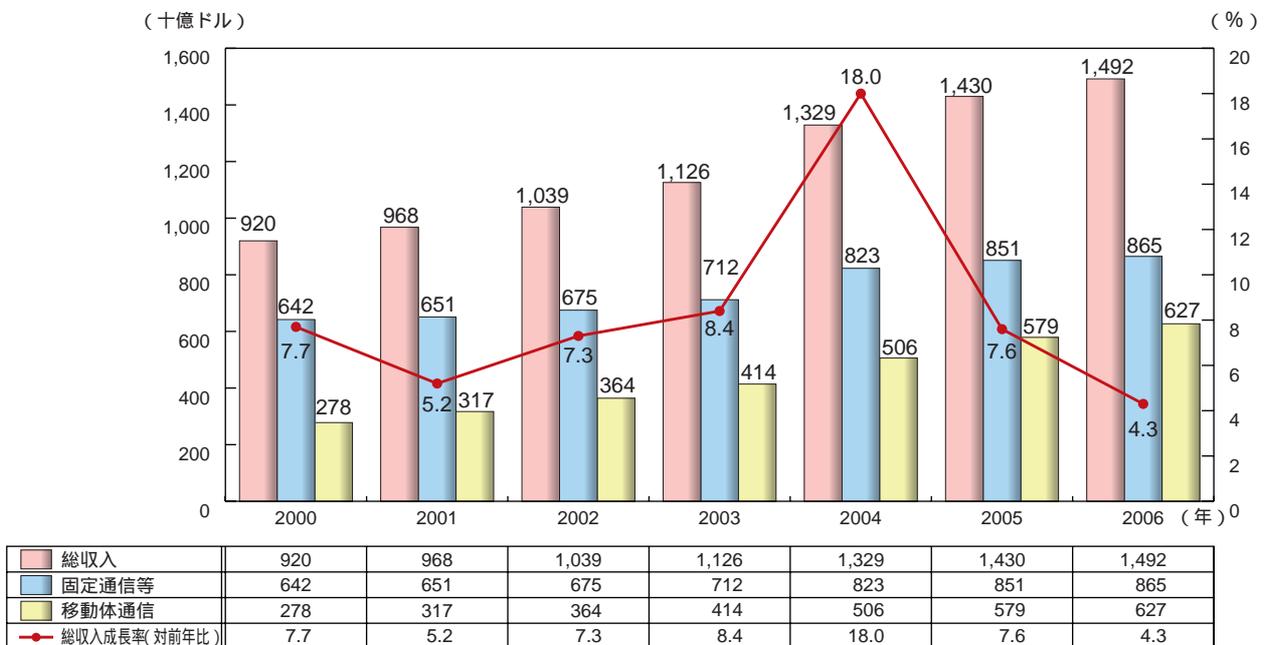
(1) 市場規模

2006年（平成18年）の世界全体の電気通信サービスの売上高は、総額1兆4,920億ドル²（対前年比4.3%増）となっており、一貫して増加している（図表2-6-1-1）。

固定通信等³の売上は、8,650億ドルとなっており、2000年（平成12年）から成長を続けている。

移動体通信の売上は、6,270億ドルとなっており、対前年比8.3%と引き続き成長を続けている。

図表2-6-1-1 電気通信サービスの売上高



ITU "Free statistics, by country - "ICT-Eye" " により作成

¹ 本節で引用する数値は、国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）による、“World Telecommunication/ICT Indicators Database”（2008年3月更新）及び“ICT-Eye(<http://www.itu.int/ITU-D/icteye/Indicators/Indicators.aspx>）（2008年5月更新）”による

² ITU資料

³ 「固定通信等」の収入には、国内及び国際通信、専用線、データ通信、電報、テレックス等の通信サービス、これら通信サービスに関連する収入、非通信関連収入が含まれる

(2) 電話・インターネットの普及状況

2007年(平成19年)の固定電話の回線数は、12.8億回線であり、2001年(平成13年)から2007年(平成19年)までの年平均成長率は3.1%となっている。携帯電話の加入者数は、32.9億加入であり、2001年(平成13年)から2007年(平成19年)までの年平均成長率は、19.2%となっている。携帯電話の加入者数は、2002年(平成14年)から継続して固定電話の回線数を上回っており、2007年(平成19年)には固定回線の約2.5倍の加入者を獲得するに至っている(図表2-6-1-2)。

固定電話と携帯電話を合わせた電話加入数を地域別に見ると、最も加入数が多いのが、アジアで20.5億加入(全体の45.8%)となっており、続いて、欧州の11.9億加入(同26.5%)、南北アメリカの9.2億加入(同20.5%)、アフリカの2.8億加入(同6.3%)、オセアニアの0.4億加入(同0.8%)となっている(図表2-6-1-3)。

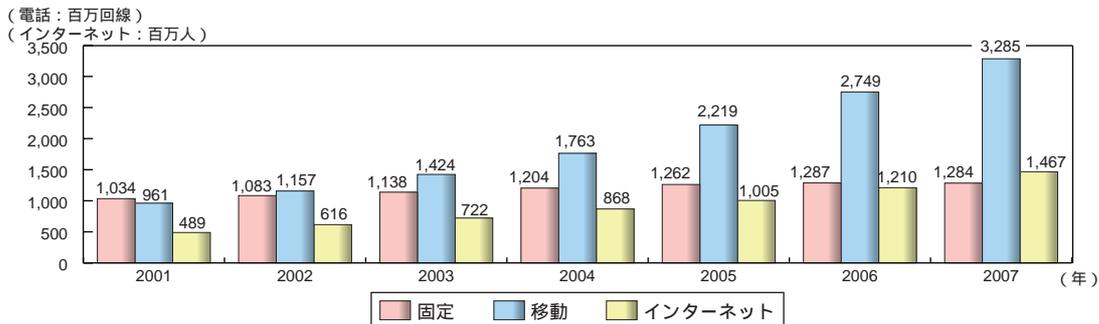
2007年(平成19年)のインターネットの利用者数⁴

は、全世界で14.7億人であり、2001年(平成13年)からの2007年(平成19年)までの年平均成長率は、17.0%となっている。

インターネットの普及率⁵については、全世界平均で8.2%となっている。地域別では、最も普及率の高いのは、オセアニアで31.7%、続いて欧州の20.3%、南北アメリカの11.8%となっている。なお、アジアは、6.6%、アフリカは、1.1%と低水準となっている。

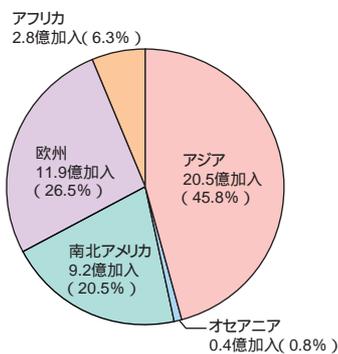
また、インターネット加入全体に占めるブロードバンド加入の比率(ブロードバンド率)は、南北アメリカ、欧州がそれぞれ82.5%、68.3%と高水準にある。一方、インターネット普及率自体は最も高かったオセアニアは52.3%と全世界平均以下の水準にとどまっている。アジアは、オセアニアと対照的にブロードバンド率が51.0%と高く、必ずしもインターネット普及率とブロードバンド普及率は一致していない状況である(図表2-6-1-4)。

図表2-6-1-2 固定電話、携帯電話及びインターネットの加入数/利用者数



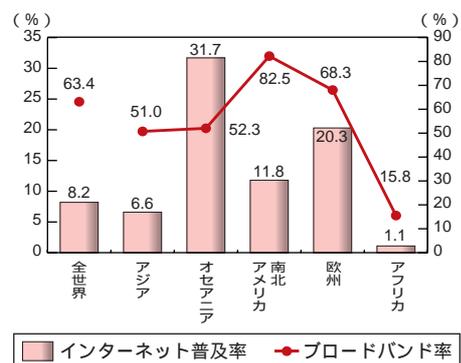
ITU "Free statistics, by country - "ICT-Eye" " により作成

図表2-6-1-3 電話契約者(固定+移動)の地域別比率



ITU "Free statistics, by country - "ICT-Eye" " により作成

図表2-6-1-4 地域別のインターネット普及率とブロードバンド率



ITU "Free statistics, by country - "ICT-Eye" " により作成

⁴ 本節でインターネットの「利用」者数として言及する数値はITUによる推計値であり、「加入」者数として言及する数値はITUに各国から報告される加入数の実測値である

⁵ ITUでは普及率を、実測値である加入契約数を総人口で割ったものとして定義している。ただし、インターネットへの加入は世帯単位で行われるため、実際にインターネットを利用している人の率は、この普及率よりも高くなっていると考えられる

(3) 地上デジタルテレビジョン放送

我が国において、2011年（平成23年）に地上テレビジョン放送の完全デジタル移行（地上アナログテレビジョン放送の停波）が予定されているが、諸外国においても多くの国々が2010年（平成22年）前後を目標に地上テレビジョン放送の完全デジタル移行を計画している。

2006年（平成18年）12月に地上アナログ放送を完全停波したオランダや、2003年（平成15年）8月にベルリン/ポツダム地区で地上アナログ放送を停波したドイツに代表されるように、地上テレビ放送のデジタル移行を早期に実施する国々がある一方、2007

年度（平成19年度）に入り、フランス、イタリア、韓国、オーストラリアでは、地上デジタル放送の停波時期を再検討、延期する動きも見られている（図表2-6-1-5）。

地上デジタルテレビジョン放送の技術方式には、米国の技術方式であるATSC、欧州の技術方式のDVB-T、日本の技術方式であるISDB-Tの三つの技術方式が存在する。日本のISDB-Tに関しては、2006年（平成18年）6月にブラジルが正式採用し、海外における日本の方式の初の採用実績となっている。

図表2-6-1-5 諸外国における地上デジタル放送の開始時期等

国・地域名	デジタル放送開始時期	アナログ放送停止年	技術方式
イギリス	1998年9月	2012年	DVB-T
米国	1998年11月	2009年	ATSC
スウェーデン	1999年4月	2008年	DVB-T
スペイン	2000年5月	2010年	DVB-T
オーストラリア	2001年1月	2013年	DVB-T
フィンランド	2001年8月	2007年	DVB-T
韓国	2001年10月	2012年	ATSC
ドイツ	2002年11月	2010年	DVB-T
カナダ	2003年3月	2011年	ATSC
オランダ	2003年4月	2006年	DVB-T
日本	2003年12月	2011年	ISDB-T
台湾	2004年7月	2010年	DVB-T
イタリア	2004年12月	2012年	DVB-T
フランス	2005年3月	2011年	DVB-T
ブラジル	2007年12月	2016年	ISDB-T

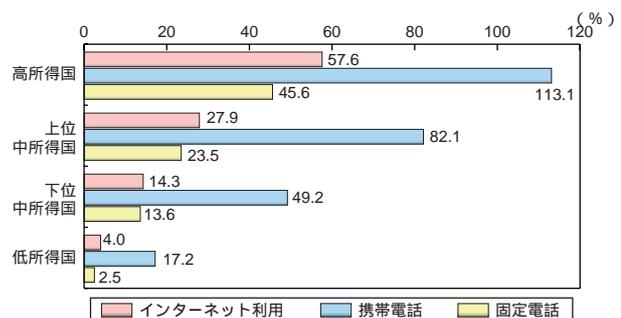
財団法人マルチメディア振興センター資料により作成

(4) 国際的なデジタル・ディバイドの状況

諸外国における情報通信サービスの普及状況を比較すると、高所得国と低所得国の間で大きな格差が存在しており、国際的な情報通信の利用格差（デジタル・ディバイド）は顕著である（図表2-6-1-6）。

2007年度（平成19年度）の普及率を見ると、高所得国⁶は、固定電話加入においては45.6%、携帯電話加入においては113.1%、インターネット利用においては57.6%とすべてに高水準にあるが、低所得国では固定電話加入においては2.5%、携帯電話加入においては17.2%、インターネット利用においては4.0%と低水準にとどまっている。両所得グループの普及格差は固定電話加入について43.1ポイント、携帯電話について95.9ポイント、インターネット利用について53.6ポイントと格差が大きなものとなっている。

図表2-6-1-6 所得グループ別固定電話・携帯電話・インターネット利用の普及率（2007年度）



所得グループの定義及び対象国数は、以下のとおり
 高所得国...国民1人当たりGNI(国民総所得)11,116ドル以上 35箇国
 上位中所得国...国民1人当たりGNI3,596～11,115ドル 36箇国
 下位中所得国...国民1人当たりGNI906～3,595ドル 51箇国
 低所得国...国民1人当たりGNI905ドル以下 48箇国
 計 170箇国

ITU "Free statistics, by country - "ICT-Eye" 及び世界銀行グループ "World Development Indicators Database" により作成

⁶ 所得国グループは、世界銀行が各国の2007年度（平成19年度）におけるドル換算での所得水準により、定義している。各国の一人当たりGNIは、世界銀行グループ "World Development Indicators Database" からの数値を採用した。なお、2007年度（平成19年度）GNIが報告されていない国々については、2006年度（平成18年度）及び2005年度（平成17年度）の数値を採用している

(5) 諸外国における映像情報発信の動向

ア 米国

各種の民間番組供給事業者が米国外においても番組提供を展開しており、特に、ケーブル・ニュース・ネットワーク(CNN: Cable News Network)の国際報道チャンネル「CNNインターナショナル(CNNI: CNN International)」は、200以上の国・地域で視聴可能となっている。

また、同国連邦政府の放送管理委員会(BBG: Broadcasting Board of Governors)は、「ボイス・オブ・アメリカ(VOA: Voice of America)」ブランドにより、全世界に向けて25箇国語でテレビ国際放送を展開するほか、2004年(平成16年)2月から、中東地域向けのアラビア語テレビ国際放送「アルフッラ(AL-Hurra)」を運営している。

イ イギリス

公共放送機関である英国放送協会(BBC: British Broadcasting Corporation)の出資するグループ企業が、無料の報道チャンネル「BBCワールドニュース(BBC World News)」や有料の娯楽・教養チャンネル「BBCプライム(BBC Prime)」等のテレビ国際放送を運営するほか、2008年(平成20年)3月には、BBC本体が、国費を財源とするアラビア語テレビ放送「BBCアラビックTV(BBC Arabic Television)」を開始した。これらチャンネルについては、ライブストリーミング配信や動画共有・配信サイトと提携したインターネット配信のほか、携帯電話への配信等、多メディア展開についても対応を進めている。

ウ フランス

欧州のフランス語圏3箇国(フランス、スイス及びベルギー)の公共放送機関を中心的な出資者とする国際放送専門局「TV5モンド(TV5 Monde)」が、総合チャンネルで、世界の200箇国以上に向け、フランス語によるテレビ国際放送を実施している。

また、政府の主導により進められたいわゆる「フランス版CNN構想」の結果、官民共同出資により設立された新会社が、2006年(平成18年)12月から、無料の報道・文化チャンネルによるテレビ国際放送「フランス24(France24)」を開始した。対象地域は、欧州、中東、アフリカ、米国東部(ニューヨーク、ワシントン)であり、2009年(平成21年)には、アジア及び米州全域まで拡大する予定となっている。対象地域の使用言語に応じた二つのチャンネル(英語75%+フランス語25%、フランス語100%)により放送を開始し、2007年(平成19年)4月には、アラビア語チャンネルも開設した。また、スペイン語放送の開始も計画されている。

なお、政府は、持株会社「フランス・モンド(France Monde)」を設立し、この下に上記2放送局及びラジオ国際放送局「ラジオ・フランス・アンテルナショナル(RFI: Radio France Internationale)」の3社を統括することを検討している。

エ 中国

国営放送機関である中国中央電視台(CCTV: China Central Television)が、中国語による報道・娯楽チャンネル「CCTV-4」、英語による報道中心チャンネル「CCTV-9」に加え、2007年(平成19年)10月からは、既存のスペイン語・フランス語混成チャンネルを両言語ごとに独立させた「CCTV-E」及び「CCTV-F」の計4チャンネルによって、テレビ国際放送を実施している。

受信環境整備のため各国の衛星放送及びケーブルテレビによる再送信を積極的に進めており、特に米国に対しては、全米向け衛星放送や主要都市のケーブルテレビのベーシックチャンネルに参入済みとなっている。

オ 韓国

公共放送機関である韓国放送公社(KBS: Korean Broadcasting System)が、ラジオ国際放送と並行して、韓国語(一部は英語字幕付)による有料の総合チャンネルを運営し、テレビ国際放送を実施している。

また、1996年(平成8年)に設立された韓国国際放送交流財団(Korea International Broadcasting Foundation)が開局した国際放送局「アリランTV(Arirang TV)」では、アジア、大洋州、中東、欧州、米州向けとアラブ圏向けのテレビ国際放送を実施しているほか、韓国国内の外国人向けにはケーブルと衛星で英語(一部は中国語とスペイン語字幕付)放送を提供している。

カ カタール

カタールを拠点とし、中東各国を中心にアラビア語のテレビ国際放送を行う放送局「アルジャジーラ(Al Jazeera)」は、2006年(平成18年)11月から、全世界に向け、英語によるテレビ国際放送「アルジャジーラ・イングリッシュ(Al Jazeera English)」を開始し、各国の衛星放送及びケーブルテレビのチャンネルに積極的に参入している。

キ その他

2005年(平成17年)12月のロシア「ロシア・トゥデイ(Russia Today)」、2007年(平成19年)7月のイラン「プレスTV(Press TV)」、同月の南アフリカ「SABCニュース・インターナショナル(SABC News International)」等、新興国による英語報道チャンネル開局の動きも活発化している。

(1) 米国の情報通信政策の動向

ア 地上デジタルテレビ放送の動向

地上アナログテレビ放送の停波が2009年（平成21年）2月に予定されていることから、地上デジタル放送関連の動きは活発となっている。特に、地上放送のデジタル化後に返還される700MHz帯の無線周波数オークションの実施関連規則が2007年（平成19年）4月と同年7月の連邦通信委員会（FCC：Federal Communications Commission）の命令により採択され、2008年（平成20年）3月にオークションが完了した。同オークションは、一部の周波数帯に、機器製造事業者、アプリケーション開発事業者及び利用者に自らの選択により端末及びアプリケーションの利用を許容するオープン・プラットフォームの提供が義務付けられた点が注目された。

また、地上テレビ放送のチャンネル再編については、FCCは、2007年（平成19年）8月にデジタル化完了後のチャンネル最終割当てを発表している。その他、

2008年（平成20年）にはFCCによるデジタル化移行に関する消費者啓もう活動を推進する規則が採択されたほか、同年1月から、商務省電気通信情報庁（NTIA：National Telecommunications and Information Administration）によるデジタル・チューナー購入支援の一環であるクーポンプログラムへの申し込みが開始されている。

イ ブロードバンド普及の促進

ブロードバンド普及促進に向けた動きとしては、ブロードバンド網の普及状況の情報収集の改善が必要であるとの認識が高まり、上下院で関連法案が審議されたほか、FCCでも2008年（平成20年）3月には、情報収集方法に関する命令が採択されている。その他、高コスト地域への支援額が増大しているユニバーサルサービス基金の改革に向け、検討が続けられている。

(2) EUの情報通信政策の動向

ア EU

欧州委員会は、2007年（平成19年）11月、規則の合理化、欧州域内における規制の調和等を目的として、現行の通信規制パッケージ（2002年成立）の見直し案を公表した。今回公表されたのは、現行の通信規制（電子通信枠組み指令、アクセス指令、認可指令、ユニバーサルサービス指令及び電子通信プライバシー指令）の改正に関する指令案二つと、汎欧州的な電子通信市場規制機関（EECMA：European Electronic Communications Market Authority）の設置に関する規則案である。これらは、欧州理事会及び欧州議会における審議を経て、2009年（平成21年）中に採択、2010年（平成22年）中に施行される予定である。

通信・放送融合分野でも、従来の「国境なきテレビ指令」にかわる「視聴覚メディアサービス（AVMS）指令」が、2007年（平成19年）12月に発効した。近年のメディア技術の展開とそれに伴うサービスの融合によって、視聴者のメディア視聴形態が変化していることを受け、新指令では、規制対象が、従来の規制対象であった「テレビ放送」から、事業者編集責任の下での電子通信による公衆向け動画伝送一般を指す「視聴覚メディアサービス」に拡大された。「視聴覚メディアサービス」は、送信側がスケジュール編成を行う「リニア・サービス」と受信側が視聴タイミングを

選択する「ノンリニア・サービス」とに区別され、前者については基本的な規制及び追加的な規制が課され、後者については基本的な規制のみが課される形となっている。

イ イギリス

2007年（平成19年）9月、情報通信庁（OFCOM：Office of Communications）は、将来的なブロードバンド・サービス提供のための次世代アクセス（NGA：Next Generation Access）網に関し、同インフラの将来的規制の在り方に関する諮問を開始した。同諮問文書では、ブロードバンド及びインフラに関しての現状分析と今後の見通しの分析を行い、ネットワーク・プロバイダは消費者需要にかなうサービスを提供しておりサービス改善も継続して実施しているが、現在のインフラのままでは消費者が必要とする超高速ブロードバンドの提供は困難であると判断した。さらに、超高速ブロードバンドの需要等については、民間事業者による時機を得た、かつ効果的なNGA網への投資を支援するため、従来の基本的な規制の3原則、競争の促進、新サービスから得る消費者・ビジネス利益の最大化を目的としたイノベーション領域の最大化、市場影響力を持つネットワーク・オペレータが、その影響力に応じたインフラを整備し、競争事業者にも

提供するという「等価性」の採用に加え、新たな規制の2原則、規制には、NGA網整備に伴う非常に大きな商業的投資リスクを反映させる、長期にわたるNGA網への投資を進めるため長期的な透明性のある規制の実施が必要であるとしている。

また、2008年（平成20年）2月には、文化・メディア・スポーツ省とビジネス・企業・規制改革省の共同主催で「融合シンクタンク（CTT）」を立ち上げ、通信・放送融合時代の課題について検討していくこととしている。

ウ フランス

2006年（平成18年）に引き続きフランス・テレコムによる加入者回線の新規参入事業者への開放が進んでいる。特にメタル回線全体を提供するフルアンバンドルの増大が目立ち、2007年（平成19年）9月には回線の高周波部分のみを貸与するラインシェアリングの2倍以上となった。開放回線数は約700万で、人口

の68%が何らかの形で開放回線を利用することが可能である。また、開放回線のうち62%は、フランス・テレコムとの回線契約が不要となっている。超高速ブロードバンド市場規制については、第一に加入者宅への光ファイバ引き込みに際して、フランス・テレコムがほぼ独占している管路（とう道）の開放、第二に新たに光ファイバを敷設する建物内での配線の共有化の2点を中心に議論された。独立規制機関である電子通信・郵便規制機関（ARCEP）は、2007年（平成19年）9月にこの二つの課題についての公開協議を開いており、その結果を踏まえ、前者についてはフランス・テレコムが自主的に2008年（平成20年）中の管路のリース開始を発表し、後者については2008年（平成20年）中に法制化することが予定されている。また、政府は、2012年（平成24年）までに400万人が光ファイバサービスに加入すること、ARCEPは、2015（平成27年）年までに人口の50%を光ファイバに接続可能とするという新たな目標を設定した。

（3）中国の情報通信政策の動向

ア 地域格差の解消

電気通信の地域間格差に対し、情報産業部は、2004年（平成16年）以降、「村村通電話」プロジェクトを進めてきた。同プロジェクトは、市場に依拠したままでは開通が難しい農村部での電話開通の目標値を明確にし、6大基礎電気通信事業者のそれぞれに、電話敷設の目標を割当てする方法（「分片包干」方式）により進めるというものである。同部は、2006年（平成18年）末における行政村の電話普及率が98.8%に達したのを受け、2007年（平成19年）5月、自然村（自然発生的に形成された村落）の電話開通プロジェクトをスタートさせた。目標として、2010年（平成22年）に5万前後の20戸以上の電気開通自然村における電話開通プロジェクトを完了し、全国の自然村の電話開通率を2～3ポイント向上させることを決定している。

また、農村情報サービスプラットフォームの構築及び情報の普及・応用に関する目標として、2007年（平成19年）内に、東部地域にある郷・鎮にブロードバンド・アクセス、東部、中部地域の行政村にインターネット・アクセスを利用可能にし、西部地域の郷・鎮において、ダイヤル・アップ・インターネットの利用を可能にすることが掲げられた。その結果、同年末において、上海、江蘇、広東等沿海の省にある行政村のブロードバンド・アクセスがほぼ実現され、北京、天津、浙江、貴州、山東、吉林等の省におけるすべての郷までのブロードバンド・アクセスが実現されるなど、目標を上回るインフラ整備が達成された。

イ 官庁再編 工業情報化部の設立

2008年（平成20年）3月の第11期全国人民代表大会において、国务院機構改革案が採択され、国家発展改革委員会の工業産業管理部門、国防科学技術工業委員会（原子力発電管理部門を除く）、情報産業部及び国务院情報化工作弁公室等を統合した「工業情報化部」が新設された。

ウ 第3世代携帯電話の動向

2008年（平成20年）4月から、北京、上海、天津、瀋陽、広州、深圳、厦門及び秦皇島の8都市において、中国移动（チャイナモバイル）が第3世代携帯電話（TD-SCDMA）の業務測定試験及び商用トライアルを実施している。

(4) 韓国の情報通信政策の動向

ア 規制緩和ロードマップの推進

通信分野の監督官庁の情報通信部は、2007年（平成19年）3月、市場競争活性化、料金引下げ等による消費者利益向上をねらいとした「通信規制政策ロードマップ」を発表した。ロードマップに盛り込まれた政策の実施状況は以下のとおりとなっている。

バンドル・サービス規制の緩和

2007年（平成19年）7月から、市場支配的事業者に対するバンドル・サービス規制が緩和された。規制緩和により、市場への影響が大きくないと判断される10%までの割引率については支配的事業者への審査が簡素化され、認可のスピードアップも図られた。様々な商品を組み合わせたバンドル・サービスが相次いで開始され、割引等の価格競争が展開されている。

通信役務分類体系の改善

2007年（平成19年）12月から、回線設備を保有する基幹通信役務の分類法が改善され、市場参入規制の緩和が図られた。これまで7種類であった基幹通信役務は、「伝送サービス」、「周波数割当てを受けて提供するサービス」、「電気通信回線設備貸出しサービス」の3種類に統合された。サービス分類の幅が広がったことで、例えば、インターネット接続サービス基幹通信事業者は、同じカテゴリの「伝送サービス」に含まれる市内電話サービスを別途の許可手続を経ずに提供できるようになった。

VoIPサービス活性化

2008年（平成20年）中に既存の市内電話と070番号で始まるVoIP間の番号ポータビリティを導入する。IP電話加入者も従来の市内電話番号の持ち運びが可能になることで、VoIPサービス活性化を目指す。

移動電話端末補助金の自由化

2006年（平成18年）3月から限定的に解除された移動電話端末への補助金支給を2008年（平成20年）3月に全面自由化する。補助金導入により、ゼロ円端末も多く見られるようになった。

卸売規制の導入

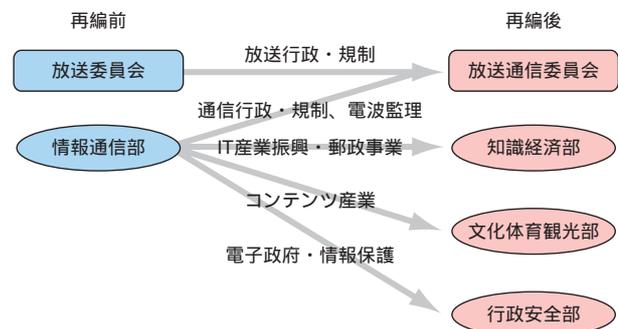
卸売規制導入により、支配的事業者に再販売を義務化し、再販売やMVNOのビジネスモデルの活性化をねらう。卸売料金の決定には情報通信部が介入できる。また、これまで情報通信部の許可を必要としていた支配的事業者の小売料金は、卸売規制導入から3年後に届出制に転換されるため、今後は通信サービス料金が自由化される見通しである。これらの内容を盛り込んだ電気通信事業法が2008年（平成20年）に成立の見通しとなっている。

イ 省庁再編 放送通信委員会の設立

通信と放送の行政機関が、それぞれ情報通信部、放送委員会と二元化されていたため、IPTVのような通信・放送融合サービスは、行政機関の所管をめぐり、政策決定及びサービス開始に遅れが生じるという点が指摘されていた。

2008年（平成20年）2月末の省庁再編では、従来の18部から15部に再編された。その結果、これまで通信分野を担当してきた情報通信部が解体になり、情報通信部の通信行政及び電波監理機能と、放送規制機関であった放送委員会が統合され、放送通信委員会が新設された（図表2-6-2-1）。

図表2-6-2-1 省庁再編による通信/放送行政機関の変遷



(5) インドの情報通信政策の動向

GDP成長率約9%の経済成長を背景としてデリーやムンバイ等の都市部を中心に中間所得層や高所得者層が拡大傾向にあり、これらの層が携帯電話市場の発展を支えている。しかし、人口の7割はルーラル地域に居住しており、都市部とルーラル地域の電話普及率の格差は、2007年(平成19年)10月現在都市部の電話普及率56.9%に対しルーラル地域は7.3%と大きな差がある。

2005年(平成17年)に発表されたルーラル地域開発プログラム「パーラト・ニルマン」の下、2008年(平成20年)4月時点で、これまで電話が敷設されていなかった6万6,822箇村のうち、5万3,073箇村に村落公衆電話が敷設された。また、人口2,000人以上で村落公衆電話以外の通信手段が無い村に対してルーラル・コミュニティ電話(RCP)を敷設する計画も進行中で、2007年(平成19年)10月時点で、対象村4万6,253箇村のうち3万7,911箇村にRCPが敷設された。

2006年(平成18年)にインド電信法が改正され、ユニバーサルサービス基金に基づく移動体通信とブロードバンドによるルーラル地方支援が可能となった。2007年(平成19年)6月から、通信手段の無いルーラル地域/遠隔地において移動体通信サービスを提供するため、インド全土の500県以上を対象として合計7,871の携帯電話基地局の整備プロジェクト(Phase I)が実施されており、また、追加的に1万1,049の基地局を設置するプロジェクト(Phase

II)も計画されている。これらの施策に対し、ユニバーサルサービス基金から990億ルピー(約2,600億円)を支出することが予定されている。さらに、県庁と直下の郡庁をつなぐ光ファイバ網の整備も計画されている。

第11次国家5箇年計画(2007-2012年)では、ルーラル地域で2億加入、ルーラル地域の電話普及率25%を目指している。また2010年(平成22年)までに、都市部とルーラル地域のデジタル・ディバイドを現在の25:1から5:1に改善することを目標としている。

ブロードバンド、インターネットの普及に関しては、2010年(平成22年)までにインターネット4,000万、ブロードバンド2,000万加入を目標としており、また、ブロードバンド環境の整った共通サービスセンター(Common Service Center)をインド全土に10万箇所設置する計画がある。

今後導入予定の3G及びBWA(Broadband Wireless Access)サービスは、デジタル・ディバイド解消、ブロードバンド普及への貢献が期待されており、政府は2007年(平成19年)に3G及びBWAサービス(2.5GHz帯)に関する大枠のガイドラインを発表したが、周波数割当てははまだ実施されていない。3Gサービスについては2008年(平成20年)末及び2009年(平成21年)3月以降の周波数割当てが予定されている。